

## 運動部活動の在り方に関する方針 及び

### 運動部活動の適切な運営等に係る取り組みについて

聖カタリナ学園高等学校

聖カタリナ学園高等学校は、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取り組みの徹底について（平成30年3月19日付け29ス庁第649号）を受け、スポーツ庁が平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」に則り、本校の運動部活動に係る活動方針を以下の通り策定いたしました。

#### 1 運動部活動の在り方に関する方針

本校の運動部活動は、生徒が部活動を通して、スポーツ技能の向上を目指し、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成し、豊かで充実した学校生活を送ることができることを目標に活動します。また、部活動を通して、礼儀や思いやり、自主性・協調性を身に付け、責任感・連帯感を育みながら、自己肯定感を感じることができる生徒の育成を目指して活動します。

各運動部活動は、それぞれの活動目標のもと、「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省作成）」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底するとともに、適切な休養日を設けるなど、成長期にある生徒が、運動、食事、栄養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるように配慮しながら活動します。

#### 2 運動部活動の適切な運営等に係る取り組み

##### （1）適切な運営のための体制整備

ア 各部活顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）及び毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、部活動顧問から提出された年間の活動計画及び毎月の活動計画、活動実績を学校のホームページを通して公表する。

ウ 校長は部活動顧問の業務負担に配慮し、ワークシェアリング等による負担軽減に努める。

エ 専門的指導者が不足している部活動においては、地域のスポーツ団体と連携し、外部指導者を活用する。

オ 管理職による部活動の観察や部活動顧問との面談を定期的実施する。

## (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

ア 部活動顧問には、任用した部活動指導員を含め、「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省作成）」に則った研修を実施し、体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。

ウ 競技種目の特性などを踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活顧問が不在の場合でも、無理のない安全な練習メニューを提示するなど、安全配慮義務を徹底する。

オ 各部活動顧問及び生徒に対して、事故発生時の初期対応、連絡体制の周知を徹底する。

## (3) 適切な休養日等の設定

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日(平日1日、休日1日)を設けるよう努める。ただし、各部の活動目標や活動施設、部員数等、各部の活動環境が異なることから、上述は各学期単位における休養日の目安とする。

イ 1日の活動時間は、ミーティングやグラウンド整備などの準備時間を除いて、長くとも平日では2～3時間程度、学校の休業日は3～4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動とする。公式試合や練習試合などによって終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休業時間を適切に設定し、無理のないように活動する。

ウ 長期休暇中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間を設けるように努める。

エ 定期考査前・考査中は、学業に支障がでない活動になるように配慮する。

オ 熱中症事故防止の観点から、気象庁や環境省、各自治体の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。

カ 自然災害等の被害防止も含め、生徒の安全に配慮して、活動の中止や活動時間の変更など、柔軟に対応する。

## (4) 部活動環境の整備

ア 競技力向上以外にも、レクリエーション志向や適度な頻度で行える部活動など、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部の設置に努める。

イ 部活動の指導方針や活動計画を保護者に知らせ、保護者の理解を得つつ部活動運営に努める。

ウ 地域のスポーツ団体との連携など、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ環境を整備する。

(5) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 学校は、各運動部が出場する大会・試合の全体像を把握し、参加する大会数の上限の目安等を設置するなど、参加する大会を精査する。

3 その他

文化部活動についても、その趣旨に鑑み、原則として本方針に準ずるものとする。